平成２５年（フ）第１０９９号
大阪市旭区新森１丁目７番33―1009号、前住所大阪市平野区長吉出戸７丁目11番24号
債務者　明研合成こと　西﨑　剛治
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　良之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４２号
大阪府茨木市総持寺１丁目17番25号　総持寺文化206号
債務者　ブティックＴＯＫＩことコーザノストラ北山こと　時　　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有吉　雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９号
岡山県倉敷市老松町３丁目２番４―４号　市営老松テラスハウス
債務者　阪口　敬子（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　莖田　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
香川県高松市円座町995番地　サンタウン円座Ｅ棟Ｅ101号室
債務者　藤田　　稔
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６５８７号
大阪府高槻市富田町１丁目18番１―Ｂ305号、前住所大阪府高槻市塚原４丁目12番３―203号
債務者　太田　英輝
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤　勇介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３０号
大阪市平野区平野本町５丁目２番28号
債務者　川村こと　金　　孝次
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　広行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２８号
大阪市北区池田町１番１―723号
債務者　村田　康保
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛田　育彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７号
広島市東区馬木１丁目７番地の３
債務者　新谷　芳枝
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水中　誠三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２４号
広島市西区大宮１丁目７番９号
債務者　橋岡　武美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５号
福岡県直方市須崎町３番22号　エイルヴィラ直方駅前805号
債務者　梶谷　雅人
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１５号
熊本県八代市弥生町16番地８　101
債務者　末永　正則
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第９６号
沖縄県那覇市樋川２丁目１番23号　２階
債務者　知念　成史
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲山　聖哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１号
宮城県大崎市松山長尾字大天場西88番地
債務者　大山　　泰
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
群馬県桐生市相生町１丁目10番地の46
債務者　河野　廣司
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１４号
群馬県桐生市相生町１丁目10番地の46
債務者　河野　陽子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第７０９号
静岡市駿河区大谷１丁目２番10―101号
債務者　山田ますみ
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
徳島市南矢三町１丁目３番41号　高井アパート３号
債務者　板東　浩美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生長　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部